

奈良県告示第三百九十六号

昭和五十八年三月奈良県告示第七七十八号（奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例に基づく検診等に係る使用料及び治療料の額並びに予防接種手数料を算定する場合におけるワクチンの価格）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表中「二千百九十円」を「二千三百四円」に、「千三百円」を「千四十円」に、「七百四十円」を「七百二十円」に改める。